

## 仙台高等専門学校とスリーエム仙台市科学館との 連携協力に関する協定書

仙台高等専門学校（以下「甲」という。）とスリーエム仙台市科学館（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、未来につながる科学技術を社会に広く伝え、科学技術の発展を担う人材を育成し、科学技術を社会に還元することで、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事業）

第2条 前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1）産学連携や学術研究により生み出された科学技術に関する展示に関すること
- （2）科学コミュニケーターの体験事業に関すること
- （3）オープンイノベーションの推進に関すること
- （4）その他必要と認める事項

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項の事業を実施する場合は、具体的な連携の内容及び実施方法（費用負担等を含む。）に関して協議のうえ、決定するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定により相手方から提供された秘密情報について、秘密保持に努めるとともに、相手方の事前の承諾もなく第三者に開示もしくは漏洩、または第1条に規定する目的以外で利用してはならない。ただし、次に掲げる情報は除くものとする。

- （1）相手方から提供を受けたときに、既に公知であった情報又は既に自己が保有していた情報
- （2）開示を受けた後に、自己の責に帰すべからざる理由により公知となった情報
- （3）法令により開示を求められた情報

2 本条の規定は、本協定が第5条に定める有効期間の満了または解除により効力を失った後も、なお3年間適用するものとする。

3 甲及び乙は、連携事業を実施するに当たり、第三者に関する情報を提供する場合は、それぞれの責任において該当第三者より事前の承諾を得ることとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかから協定を更新しないの旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間延長することとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定または解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和4年8月25日

甲 宮城県仙台市青葉区愛子中央四丁目16番1号  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
仙台高等専門学校長  
(署名)

澤田 恵介

乙 宮城県仙台市青葉区台原森林公園4番1号  
スリーエム仙台市科学館長  
(署名)

石川 由紀夫